



「書かない窓口」本格運用開始!!

～住民サービスの向上を目指して～

「書かない窓口」利用の流れ

- 1 希望する手続きの番号札をお取りください。



- 2 番号が呼ばれるまでロビーでお待ちください。



- 3 番号が呼ばれたら(番号案内モニターに番号が表示されます)、番号札を職員にお渡しください。マイナンバーカード(ない場合は本人確認書類)を提示し、希望する手続きをお聞かせください。

申請書の記入は最小限に！
お客様からの聞き取りにより職員が申請書の作成を支援する「書かない窓口」の対象手続きが増えました！

対象手続き

- 各種証明書発行
- マイナンバーカードに関する手続き
- 住所異動の手続き

※ 申請書への記入が必要になる場合があります。

マイナンバーカードがあれば
手続きの時間が短縮されます！



©横芝光町2013

マイナンバーカードの情報を読み込むことで、申請書作成の時間が短縮できます。

問住民課住民班 ☎ 84-1214

住民課窓口が変わりました！

